

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
	/						
起 案 日	令和2年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	2四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	<b>教 育 民 生 常 任 委 員 会</b>			会議年月日	令和元年12月13日 (金)		
				会議時間	10時05分 ~ 10時30分		
出席委員	委 員 長 垣 内 孝 文						
	副 委 員 長 宮 本 幸 輝						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 川 淵 誠 司						
	委 長 上 岡 真 一			欠席委員			
	委 長 山 下 幸 子						
その他							
執行部出席者	子育て支援課長 西 澤 和 史						
	" 支援係長 名 本 史 織						
	福祉事務所長 村 上 真 美						
	" 補佐 薦 田 則 一						
事務局	事務局長 阿 部 定 佳						
	総務係長 桑 原 由 香						
記 録							
令和元年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案2件について委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

●はじめに、第17号議案「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、福祉事務所から説明を受け、審査を行った。

**【説明：村上福祉事務所長】**

「第5章 災害弔慰金等支給審査委員会」が新設されたことに伴い、「補則」が第6章にずれた。条例第15条第3項は、法と施行令を引用しており、改正の内容は、災害援護資金返還免除の要件が追加された。これまでの免除の要件は、貸付を受けたものが死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、償還することが出来なくなったと認められるとき、であったが、これに、破産手続き開始の決定若しくは再生手続き開始の決定を受けた時、が要件に追加された。他には償還金の支払い猶予及び償還免除の判断のために災害援護資金の貸付を受けた者若しくはその保証人の収入または資産の状況について、市町村に調査権限が付与された。

また、条例第16条に「支給審査委員会の設置」が新設された。法に基づき、市が災害弔慰金等を支給するにあたり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合などの、医師、弁護士等の有識者による審査会の設置については、市町村が単独で設置する方法のほか、都道府県に審査会の設置及び運営を委託しても差し支えないものとされているが、今回の法改正で支給決定の迅速化の観点から、市町村ごとに審議会その他の合議制の機関を置くよう努めること、とされた。現状において本市では災害弔慰金等支給審査委員会は設置していないが、将来起こりうる災害発生後における、災害弔慰金等の支給にあたり、その判定のための委員会を置くことは必要であると考えるので、当委員会の設置について、条例に規定するもの。構成職種、人数については、別途設置規則により定める予定。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第18号議案「四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、子育て支援課から説明を受け審査を行った。

**【説明：西澤子育て支援課長】**

国の基準の一部改正により、放課後児童支援員の資格要件である受講すべき研修に、人口50万人以上の指定都市の長が行う研修が追加されたため、改正を行うもの。

**【質疑：宮本委員】**

支援員についてだが、支援員の数が少ないのか、学童保育で無法地帯のようになっているところがある、という話をきいた。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

国の基準の要件を満たして、しっかりと見てくれているが、一つの部屋に宿題をしている子がいたり、遊んでいる子がいたりして、かなりザワザワしている状況。学校とも連携しながら進めているが、活発な子どももおり、保護者と支援員との行き違いがあったというケースもあった。

**【質疑：宮本委員】**

学級は学年ごとなのか。学年が入り混じっているのか。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

それぞれの学級の運営については、中村地域では保護者を中心とした運営委員会に委託している。内容についての基準はない。縦割りの場合や低学年、高学年で分けている場合などがある。

**【質疑：宮本委員】**

共働きの保護者にとっては、ありがたい場所だが、生活指導も含めてやってもらわないと安心できない。市も指導して、きっちりやっついていかないと。まじめな子が行きたくないような学童保育ではいけない。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

今年度、子ども同士のケンカがあって、親同士がギクシャクしたケースがあった。支援員の話聞いて、市も入って保護者に説明をした。納得してない部分もあるかもしれないが、支援員の言動等、気がついたところは市に伝えてほしいと話をしている。運営委員会のPTAの会長、副会長にも入っていただいでいっしょに対策を考えている。生活指導は十分にやっているが、今後も、保護者に対する対応、子どもに対する対応について市も指導していきたい。

**【質疑：川淵委員】**

支援員の採用のシステムと、現在の支援員の年齢、性別を教えてください。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

委託事業であるので、運営委員会で採用することとなっている。運営委員会の会長をはじめとする役員、運営委員会全体で採用を決めている。ハローワーク等で募集。広報にも掲載している。

年齢はわからないが、20代から70代まで幅広い年齢層。ほとんどが女性で、具同には1名男性がいる。

**【質疑：宮本委員】**

いざこざもあると思うが、支援員はその治め方がきちんとわかった人でないと子どもの将来にかかわる。指導員の皆さんもそういうことを勉強していただきたい。全体的な話として捉えてほしい。

**【答弁：西澤子育て支援課長】**

生活指導やいざこざの治め方については、今回も問題になっていると考えている。資格を持ったうえで4日間の研修を受け、さらに県の実施するような子どもや親への対応の研修も受けているので、徐々に力がついてきている。

何らかの問題があった時には速やかに市に連絡いただき、子育て支援課もいっしょに問題解決に取り組んでいる。

**【意見：宮本委員】**

誤解のないように言うておくが、トラブルがあるのがいけないとは言っていない。トラブルは結構。社会に出た時役に立つ。ただ、その治め方が将来に関係する。いざこざがないように何もするなというわけではない。

**【意見：垣内委員長】**

教民の視察で北海道の資生館小学校にも行って、学童保育の現場も見た。子育てのしやすい四万十市、学童についても健全な運営ができるようお願いしたい。

※他に質疑なく終了

**採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。**

**■次に事務局から報告事項。**

- 小休中 —
- 6市町村議会議員研修の日程について
- 公民館の閉会式の出欠について
- 正会 —

**■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。**